

労働基準広報 2023 No.2136 6/11

CONTENTS

特集

—編集部—

技能実習・特定技能の中間報告書 ————— 7
 〈特定技能制度〉

受入れ見込数の設定などは関係者の意見等踏まえた判断がされる仕組みとする

●新型コロナ関連の緊急法律相談《第33回》— 18
**【最終回】パワーハラスメントを理由とする解雇、固定残業代、販売店契約
 パワハラが認定できるとしても相当性を欠く懲戒解雇は無効となる可能性が**
 (畔山総合法律事務所 代表弁護士 畔山亨)

●労働判例解説／インテリム事件 ————— 26
 (東京高裁 令和4年6月29日判決)
 (東京地裁 令和3年11月9日判決)
 年俸制における一方的な固定残業代の減額の有効性
減額限界の有無等が充足しなければ使用者に評価決定権限はない
 (弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑤ ———— 46
観光バスの運転手が旅先で倒れ、死亡。業務上の事由か否か
 (労働評論家・飯田康夫)

●NEWS ————— 1

- ◆ 「雇用保険制度研究会」が中間整理／失業以外の給付は位置付けや財源検討を
- ◆ 「第51回 労働政策審議会」開催／会長選挙実施し労働政策基本部会の報告書を了承
- ◆ 茨城労働局・龍ヶ崎労基署／年5日年休与えなかった労基法違反の疑いで送検
- ◆ 日・オーストリア社会保障協定／社会保障二重加入などの課題解決のため実質合意
- ◆ ストレスチェック実施プログラム／厚労省が10月までの最新版のダウンロードを要請
- ◆ 技能検定統廃合検討会が報告書／塗料調色は受検申請者が100名以上条件に毎年実施

●わたしの監督雑感 ————— 54
 大阪・北大阪労働基準監督署長 森美大

●労務相談室だより ————— 56

労務相談室

回答者

労働基準法	〔過失で会社に損害を与えた場合〕給与の一定割合を徴収する規定は	— 48	弁護士・岡村光男
労務一般	〔総合職が転勤は不可との診断書提出〕処分やコース転換は可能か	— 50	弁護士・加島幸法
社会保険	〔育休から復職も欠勤が多い〕育児休業等終了時改定の算定は	— 52	社労士・鈴木麻耶